

## 大阪府告示第113号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定する。

これらの指定は、平成25年2月14日から効力を生ずるものとする。

平成25年2月1日

大阪府知事 松井 一郎

- 1 放置等を禁止する区域  
 阪南港阪南4区の一部（別図のとおり）
- 2 放置等を禁止する物件  
 船舶、いかだ、船台、浮棧橋、棧橋、係船浮標、係船くい、物置、階段、はしご及びこれらに附帯する物

